

民間企業の実雇用率は1.77%

平成18年6月1日現在の障害者の雇用状況について

鳥取労働局（局長 ^{おせきしやういち}尾関彰一）は、平成18年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況を取りまとめた。障害者の雇用状況については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務付けられている事業主が、毎年6月1日現在の状況を国に報告することとされている。

平成18年4月1日から、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳所持者を雇用している場合は、雇用率に算定することができることとなった。（（参考1）を参照。）

このため、実雇用率等については、本年と前年の数値をそのまま単純に比較することが適当でない状況となっている。従って、精神障害者を除いた場合における数値の比較を で示している。

1 民間企業における雇用状況

（1）一般の民間企業

実雇用率は1.77%（0.06ポイント上昇）、精神障害者は8.0人（実人数11人）

1.8%の法定雇用率が適用される一般の民間企業（常用労働者数56人以上規模の企業）における実雇用率は、前年より0.06ポイント上昇し、1.77%であった。（精神障害者を除いた場合は1.75%であった。）

障害者雇用数は、前年より7.0人（実人数5人）増加し、905.0人（実人数680人）であった。（精神障害者を除いた場合は、前年より1人（実人数6人）減少し897人（実人数669人）であった。）このうち身体障害者は726人（実人数522人）、知的障害者は171人（実人数147人）、精神障害者は8.0人（実人数11人）であった。

法定雇用率達成企業の割合は、前年より1.7ポイント上昇し、56.5%であった。

平成17年6月2日から本年6月1日までの1年間の新規雇用者数は、前年より8.0人増加し、74.0人（実人数59人）であった。（精神障害者を除いた場合は、前年より6人（実人数9人）増加し72人であった。）

産業別の障害者雇用数は情報通信業及び金融・保険・不動産業等で増加

産業別の障害者雇用数は、前年より情報通信業で10.0人 10人、金融・保険・不動産業で6.0人 6人、卸売・小売業で3.0人 1人、製造業で2.5人 0人 増加したが、他の業種では減少もしくは同水準であった。

実雇用率は、情報通信業で0.80ポイント 0.80ポイント、建設業及び金融・保険・不動産業で0.26ポイント 0.26ポイント、教育・学習支援業で0.13ポイント 0.13ポイント、製造業で0.10ポイント 0.08ポイント、サービス事業で0.06ポイント 0.05ポイント、飲食店、宿泊業で0.05ポイント

0.05ポイント、卸売・小売業で0.04ポイント 0.02ポイント、複合サービス事業で0.02ポイント 0.02ポイント 上昇したが、他の業種では低下した。

法定雇用達成企業の割合は、金融・保険・不動産業で37.5ポイント、複合サービス事業で33.3ポイント、情報通信業で30.0ポイント、教育・学習支援業で9.6ポイント、製造業で3.0ポイント、医療・福祉で0.8ポイント、上昇したが、他の業種では低下もしくは同水準であった。

(注) 内は、精神障害者を除いた場合の前年と比較である。

企業規模別の障害者雇用数は300人～499規模企業等で増加

規模別の障害者雇用数は、前年より300～499人規模で22.5人 21人、100～299人規模で15.5人 14人、500～999人規模で5.5人 4人 増加したが、56～99人規模で31.5人 33人、1,000人以上で5.0人 7人 減少した。

実雇用率は、前年より1,000人以上規模で0.69ポイント 0.61ポイント、300～499人規模で0.18ポイント 0.16ポイント、100～299人規模で0.10ポイント 0.10ポイント 上昇したが、56～99人規模で0.17ポイント 0.18ポイント、500～999人規模で0.02ポイント 0.04ポイント 低下した。

法定雇用率達成企業の割合は、前年より500～999人規模で16.2ポイント、300～499人規模で4.0ポイント、100～299人規模で1.4ポイント上昇したが、56～99人規模及び1,000人以上規模では同水準であった。

(注) 内は、精神障害者を除いた場合の前年と比較である。

(2) 特殊法人等

2.1%の法定雇用率が適用される公団、事業団等一定の特殊法人及び独立行政法人(常用労働者数48人以上規模の法人)における実雇用率は、前年より0.20ポイント上昇し1.79%であった。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関における在職状況

2.1%の法定雇用率が適用される県の機関(職員数48人以上)の実雇用率は、前年より0.23ポイント上昇し、2.45%であった。

前年と同様3機関とも法定雇用率を達成していた。

(2) 県の教育委員会における在職状況

2.0%の法定雇用率が適用される県の教育委員会(職員数50人以上)の実雇用率は、前年より0.22ポイント上昇し、1.32%であった。

(3) 市町村の機関における在職状況

2.1%の法定雇用率が適用される市町村の機関(職員数48人以上)の実雇用率は、前年より0.05ポイント上昇し、2.17%であった。

法定雇用率達成機関は、前年より2機関増加し22機関であった。

(参考1) 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

民間企業	一般の民間企業	1 . 8 %
		(5 6 人以上規模の企業)	
		特殊法人	2 . 1 %
		(労働者数 4 8 人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人)	

○ 国、地方公共団体

(4 8 人以上規模の機関)

都道府県等の教育委員会

(5 0 人以上規模の機関)

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

短時間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

平成18年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成企業の数	達成割合
鳥取県	51,201 人	905.0 人	1.77 %	188 / 333	56.5 %
	(52,488 人)	< 897 人 > (898 人)	< 1.75 % > (1.71 %)	(189 / 345)	(54.8 %)
全 国	18,652,344 人	283,750.5 人	1.52 %	29,120 / 67,168	43.4 %
	(18,091,871 人)	< 281,833 人 > (269,066 人)	< 1.51 % > (1.49 %)	(27,577 / 65,449)	(42.1 %)

2 地方公共団体における在職状況

(1) 都道府県の機関(法定雇用率2.1%)

	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成機関の数	達成割合
鳥取県	3,719 人	91.0 人	2.45 %	3 / 3	100.0 %
	(3,747 人)	< 91 人 > (83 人)	< 2.45 % > (2.22 %)	(3 / 3)	(100.0 %)
全 国	345,142 人	8,176.0 人	2.37 %	148 / 163	90.8 %
	(355,482 人)	< 8,150 人 > (8,318 人)	< 2.36 % > (2.34 %)	(136 / 156)	(87.2 %)

(2) 市町村の機関(法定雇用率2.1%)

	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成機関の数	達成割合
鳥取県	5,208 人	113.0 人	2.17 %	22 / 28	78.6 %
	(5,190 人)	< 113 人 > (110 人)	< 2.17 % > (2.12 %)	(20 / 29)	(69.0 %)
全 国	985,625 人	21,953.0 人	2.23 %	2,037 / 2,624	77.6 %
	(986,517 人)	< 21,838 人 > (21,819 人)	< 2.22 % > (2.21 %)	(2,902 / 3,771)	(77.0 %)

(3) 法定雇用率2.0%が適用される教育委員会(法定雇用率2.0%)

	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成機関の数	達成割合
鳥取県	4,328 人	57.0 人	1.32 %	0 / 1	0.0 %
	(4,362 人)	< 57 人 > (48 人)	< 1.32 % > (1.10 %)	(0 / 1)	(0.0 %)
全 国	658,741 人	9,648.0 人	1.46 %	77 / 152	50.7 %
	(670,333 人)	< 9,637 人 > (9,317 人)	< 1.46 % > (1.39 %)	(65 / 134)	(48.5 %)

3 特殊法人における雇用状況(法定雇用率2.1%)

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成法人の数	達成割合
鳥取県	1,343 人	24.0 人	1.79 %	0 / 1	0.0 %
	(1,322 人)	< 24 人 > (21 人)	< 1.79 % > (1.59 %)	(0 / 1)	(0.0 %)
全 国	451,534 人	7,053.5 人	1.56 %	134 / 246	54.5 %
	(442,785 人)	< 6,904 人 > (6,775 人)	< 1.53 % > (1.53 %)	(104 / 232)	(44.8 %)

- 注 1 1及び3の表の 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 各表の 欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 4 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、平成17年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 内は精神障害者を除いた場合の数値である。

< 詳細表 >

1 民間企業における雇用状況

(1) 概況(一般の民間企業[1.8%])

概況

区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数					実雇用率 E ÷ × 100	法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5				F. うち新規雇用分
鳥取県	企業 333 (345)	人 51,201 (52,488)	人 228 (223)	人 11 (12)	人 435 (430) < 440 >	人 6 (6)	人 905.0 (897) < 898 >	人 74.0 (72) < 66 >	% 1.77 (1.75) < 1.71 >	企業 188 (189)	% 56.5 (54.8)
全国	67,168 (65,449)	18,652,344 (18,091,871)	74,993 (71,678)	4,047 (3,456)	129,446 (127,800) < 122,254 >	543 (543)	283,750.5 (281,833) < 269,066 >	26,113.0 (25,546) < 23,530 >	1.52 (1.51) < 1.49 >	29,120 (27,577)	43.4 (42.1)

- 注1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントを行っている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は平成17年6月2日から平成18年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成17年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 < >内は精神障害者を除いた場合の数値である。

障害種別雇用状況

区分	障害者の数	身体障害者の数					知的障害者の数					精神障害者の数			
		A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 計 A × 2 + B + C	E. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 計 A × 2 + B + C	F. うち新規雇用分	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 A + B × 0.5	D. うち新規雇用分
鳥取県	人 905.0 (898)	人 204 (198)	人 11 (9)	人 307 (313)	人 726 (718)	人 67 (54)	人 24 (25)	人 0 (3)	人 123 (127)	人 171 (180)	人 5 (12)	人 5	人 6	人 8.0	人 2.0
全国	283,750.5 (269,066)	66,546 (63,848)	2,814 (2,465)	102,361 (98,900)	238,267 (229,061)	20,172 (18,623)	8,447 (7,830)	1,233 (991)	25,439 (23,354)	43,566 (40,005)	5,374 (4,907)	1,646	543	1,917.5	567.0

- 注1 欄の「障害者の数」とは D、D、Cの計である。
- 2 A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、D欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。
- 3 B欄の精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、C欄を算出するに当たり0.5カウントを行っている。
- 4 のA、C欄及び のA欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、 のB欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 E欄及び D欄の「うち新規雇用分」は平成17年6月2日から平成18年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成17年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 産業別の雇用状況

概況

区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数					実雇用率 E ÷ × 100	法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5				F. うち新規雇用分
産業計	企業 333 (345)	人 51,201 (52,488)	人 228 (223)	人 11 (12)	人 435 (430) (440)	人 6	人 905.0 (897) (898)	人 74.0 (72) (66)	% 1.77 (1.75) (1.71)	企業 188 (189)	% 56.5 (54.8)
農、林、漁業	企業 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0)	人 0.0 (0)	% - (-)	企業 - (-)	% - (-)
鉱業	企業 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0)	人 0.0 (0)	% - (-)	企業 - (-)	% - (-)
建設業	企業 8 (13)	人 762 (1,111)	人 4 (4)	人 0 (0)	人 7 (11)	人 0	人 15.0 (15) (19)	人 0.0 (1)	% 1.97 (1.97) (1.71)	企業 5 (9)	% 62.5 (69.2)
製造業	企業 109 (111)	人 17,403 (18,159)	人 96 (96)	人 3 (6)	人 166 (161)	人 1	人 361.5 (359) (359)	人 22.0 (27)	% 2.08 (2.06) (1.98)	企業 75 (73)	% 68.8 (65.8)
電気・ガス・熱供給・水道業	企業 2 (2)	人 127 (134)	人 0 (1)	人 0 (0)	人 0 (1)	人 0	人 0.0 (0) (3)	人 0.0 (0)	% 0.00 (0.00) (2.24)	企業 0 (1)	% 0.0 (50.0)
情報通信業	企業 6 (5)	人 1,023 (793)	人 6 (1)	人 0 (0)	人 4 (4)	人 0	人 16.0 (16) (6)	人 9.0 (0)	% 1.56 (1.56) (0.76)	企業 3 (1)	% 50.0 (20.0)
運輸業	企業 10 (9)	人 1,467 (1,427)	人 5 (5)	人 1 (0)	人 14 (16)	人 0	人 25.0 (25) (26)	人 1.0 (2)	% 1.70 (1.70) (1.82)	企業 6 (6)	% 60.0 (66.7)

区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数						実雇用率 $E \div \times 100$	法定雇用率達成企業数	法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規雇用分			
卸売・小売業	79	11,488	26	1	61	0	114.0	10.0	0.99	29	36.7
	(84)	(11,661)	(27)	(0)	(57)		< 112 > (111)	(5)	< 0.97 > (0.95)	(32)	(38.1)
金融・保険・不動産業	8	2,113	7	0	20	0	34.0	4.0	1.61	5	62.5
	(8)	(2,079)	(7)	(0)	(14)		< 34 > (28)	(3)	< 1.61 > (1.35)	(2)	(25.0)
飲食店・宿泊業	15	1,268	3	0	9	0	15.0	1.0	1.18	7	46.7
	(15)	(1,327)	(3)	(0)	(9)		< 15 > (15)	(0)	< 1.18 > (1.13)	(7)	(46.7)
医療・福祉	52	8,589	40	6	63	4	151.0	21.0	1.76	33	63.5
	(51)	(8,381)	(38)	(4)	(71)		< 148 > (151)	(11)	< 1.72 > (1.80)	(32)	(62.7)
教育・学習支援業	7	561	1	0	2	0	4.0	0.0	0.71	3	42.9
	(9)	(686)	(1)	(0)	(2)		< 4 > (4)	(0)	< 0.71 > (0.58)	(3)	(33.3)
複合サービス事業	6	2,953	15	0	23	0	53.0	0.0	1.79	5	83.3
	(6)	(3,050)	(14)	(0)	(26)		< 53 > (54)	(5)	< 1.79 > (1.77)	(3)	(50.0)
サービス業	31	3,447	25	0	66	1	116.5	6.0	3.38	17	54.8
	(32)	(3,680)	(26)	(2)	(68)		< 116 > (122)	(12)	< 3.37 > (3.32)	(20)	(62.5)

注 1(1) の表と同じ

障害種別雇用状況

区分	障害者の数	身体障害者の数					知的障害者の数					精神障害者の数			
		A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 計 A × 2 + B + C	E. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 計 A × 2 + B + C	E. うち新規雇用分	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 A + B × 0.5	D. うち新規雇用分
産業計	905.0 (898)	204 (198)	11 (9)	307 (313)	726 (718)	67 (54)	24 (25)	0 (3)	123 (127)	171 (180)	5 (12)	5	6	8.0	2.0
農、林、漁業	0.0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0.0	
鉱業	0.0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0.0	
建設業	15.0 (19)	4 (4)	0 (0)	6 (10)	14 (18)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0	0	0.0	
製造業	361.5 (359)	94 (93)	3 (5)	120 (121)	311 (312)	2 (3)	0 (0)	44 (40)	48 (47)	2 (2)	1 (1)	2	1	2.5	
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0.0	
情報通信業	16.0 (6)	6 (1)	0 (0)	4 (4)	16 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0.0	
運輸業	25.0 (26)	5 (5)	1 (0)	14 (16)	25 (26)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0.0	
卸売・小売業	114.0 (111)	23 (24)	1 (0)	47 (45)	94 (93)	3 (3)	0 (0)	12 (12)	18 (18)	2 (2)	0 (0)	2	0	2.0	
金融・保険・不動産業	34.0 (28)	7 (7)	0 (0)	20 (14)	34 (28)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0.0	
飲食店・宿泊業	15.0 (15)	3 (3)	0 (0)	5 (4)	11 (10)	0 (0)	0 (0)	4 (5)	4 (5)	0 (0)	0 (0)	0	0	0.0	
医療・福祉	151.0 (151)	37 (36)	6 (3)	46 (50)	126 (125)	3 (2)	0 (1)	16 (21)	22 (26)	1 (1)	4 (4)	1	4	3.0	
教育・学習支援業	4.0 (4)	1 (1)	0 (0)	2 (2)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0.0	
複合サービス事業	53.0 (54)	14 (13)	0 (0)	20 (23)	48 (49)	1 (1)	0 (0)	3 (3)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0	0	0.0	
サービス業	116.5 (122)	10 (10)	0 (1)	23 (23)	43 (44)	15 (16)	0 (1)	43 (45)	73 (78)	0 (0)	1 (1)	0	1	0.5	

注 1(1) の表と同じ

(3) 企業規模別の雇用状況

概況

区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数					実雇用率 E ÷ F × 100	法定雇用率 達成企業数	法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5				F. うち新規雇用分
規模計	企業 333 (345)	人 51,201 (52,488)	人 228 (223)	人 11 (12)	人 435 (440)	人 6 ()	人 905.0 (898)	人 74.0 (66)	% 1.77 (1.75) (1.71)	企業 188 (189)	% 56.5 (54.8)
56～99人	企業 141 (152)	人 10,359 (10,999)	人 49 (61)	人 0 (3)	人 117 (122)	人 1 ()	人 215.5 (247)	人 16.0 (20)	% 2.08 (2.07) (2.25)	企業 77 (83)	% 54.6 (54.6)
100～299人	154 (158)	22,342 (22,887)	78 (63)	6 (5)	161 (178)	3 ()	324.5 (309)	31.5 (20)	1.45 (1.45) (1.35)	86 (86)	55.8 (54.4)
300～499人	21 (19)	7,284 (6,669)	31 (26)	2 (3)	56 (43)	1 ()	120.5 (98)	17.0 (13)	1.65 (1.63) (1.47)	13 (11)	61.9 (57.9)
500～999人	15 (14)	8,655 (8,317)	44 (47)	2 (0)	81 (72)	1 ()	171.5 (166)	4.5 (12)	1.98 (1.96) (2.00)	11 (8)	73.3 (57.1)
1,000人以上	2 (2)	2,561 (3,616)	26 (26)	1 (1)	20 (25)	0 ()	73.0 (78)	5.0 (1)	2.85 (2.77) (2.16)	1 (1)	50.0 (50.0)

注 1(1) の表と同じ

障害種別雇用状況

区分	障害者の数	身体障害者の数					知的障害者の数					精神障害者の数			
		A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 計 A × 2 + B + C	E. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 計 A × 2 + B + C	E. うち新規雇用分	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 A + B × 0.5	D. うち新規雇用分
規模計	905.0 (898)	204 (198)	11 (9)	307 (313)	726 (718)	67 (66)	24 (25)	0 (3)	123 (127)	171 (180)	5 (12)	5	6	8.0	2
56～99人	215.5 (247)	33 (42)	0 (2)	61 (64)	127 (150)		16 (19)	0 (1)	55 (58)	87 (97)		1	1	1.5	
100～299人	324.5 (309)	75 (62)	6 (3)	120 (134)	276 (261)		3 (1)	0 (2)	41 (44)	47 (48)		0	3	1.5	
300～499人	120.5 (98)	27 (22)	2 (3)	49 (35)	105 (82)		4 (4)	0 (0)	6 (8)	14 (16)		1	1	1.5	
500～999人	171.5 (166)	43 (46)	2 (0)	63 (60)	151 (152)		1 (1)	0 (0)	17 (12)	19 (14)		1	1	1.5	
1,000人以上	73.0 (78)	26 (26)	1 (1)	14 (20)	67 (73)		0 (0)	0 (0)	4 (5)	4 (5)		2	0	2.0	

注 1(1) 表と同じ

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.1%）

概況

区分	機関数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数						実雇用率 E ÷ × 100	法定雇用率達成機関の数	法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	F. うち新規雇用分			
鳥取県	機関 3	3,719	33	0	25.0	0	91.0	4.0	2.45	機関 3	100.0
	(3)	(3,747)	(27)	(0)	(29)	(83)	(7)	(2.22)	(3)	(100.0)	
全 国	163	345,142	2,004	26	4,142	0	8,176.0	142.0	2.37	148	90.8
	(156)	(355,482)	(2,035)	(27)	(4,221)	(8,318)	(155)	(2.34)	(136)	(87.2)	

- 注1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントを行っている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は平成17年6月2日から平成18年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成17年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 内は精神障害者を除いた場合の数値である。

障害種別在職状況

区分	障害者の数	身体障害者の数					知的障害者の数					精神障害者の数			
		A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者	D. 計 A × 2 + B + C	E. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の知的障害者	D. 計 A × 2 + B + C	E. うち新規雇用分	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間勤務職員	C. 計 A + B × 0.5	D. うち新規雇用分
鳥取県	91.0	33	0	25	91	4	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	(83)	(27)	(0)	(29)	(83)	(7)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
全 国	8,176.0	2,004	26	4,110	8,144	141	0	0	6	6	1	26	0	26.0	0.0
	(8,318)	(2,035)	(27)	(4,213)	(8,310)	(152)	(0)	(0)	(8)	(3)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)

- 注1 欄の「障害者の数」とは、D、D、Cの計である。
- 2 A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、D欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。
- 3 B欄の精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、C欄を算出するに当たり0.5カウントを行っている。
- 4 のA.C欄及び のA欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、 のB欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 E欄及び D欄の「うち新規雇用分」は平成17年6月2日から平成18年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成17年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.1%）

概況

区分	機関数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数						実雇用率 $E \div \text{機関数} \times 100$	法定雇用率達成機関の数	法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規雇用分			
鳥取県	機関 28 (29)	人 5,208 (5,190)	人 20 (21)	人 0 (0)	人 73 (68)	人 0 (0)	人 113.0 113 (110)	人 0.0 0 (1)	% 2.17 2.17 (2.12)	機関 22 (20)	% 78.6 (69.0)
全国	2,624 (3,771)	985,625 (986,517)	5,523 (5,495)	128 (111)	10,771 (10,718)	16 (16)	21,953.0 21,838 (21,819)	659.0 649 (701)	2.23 2.22 (2.21)	2,037 (2,902)	77.6 (77.0)

注 2(1) の表と同じ

障害種別在職状況

ア 身体障害者の雇用状況

区分	障害者の数	身体障害者の数					知的障害者の数					精神障害者の数			
		A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者	D. 計 $A \times 2 + B + C$	E. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の知的障害者	D. 計 $A \times 2 + B + C$	E. うち新規雇用分	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間勤務職員	C. 計 $A + B \times 0.5$	D. うち新規雇用分
鳥取県	113.0 (110)	20 (21)	0 (0)	73 (68)	113 (110)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
全国	21,953.0 (21,819)	5,506 (5,475)	111 (96)	10,521 (10,582)	21,644 (21,628)	633 (682)	17 (20)	17 (15)	143 (136)	194 (191)	16 (19)	107	16	115.0	10.0

注 2(1) の表と同じ

(3) 地方公共団体の各機関の状況

機 関 名	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数			実雇用率	不足数	備 考
	人	人	%			
鳥取県知事部局	3,226	76.0	2.36	0.0	特例認定あり(注4)	
鳥取県病院局	269	11.0	4.09	0.0		
鳥取県警察本部	224	4.0	1.79	0.0		
鳥取県教育委員会	4,328	57.0	1.32	29.0		
鳥 取 市	1,116	32.0	2.87	0.0		
米 子 市	713	16.0	2.24	0.0		
倉 吉 市	327	6.0	1.83	0.0		
境 港 市	230	7.0	3.04	0.0		
岩 美 町	182	4.0	2.20	0.0	特例認定あり(注4)	
若 桜 町	62	1.0	1.61	0.0		
智 頭 町	127	3.0	2.36	0.0		
八 頭 町	223	3.0	1.35	1.0	注5	
三 朝 町	75	3.0	4.00	0.0		
湯 梨 浜 町	181	2.0	1.10	1.0		
琴 浦 町	127	3.0	2.36	0.0		
北 栄 町	163	1.0	0.61	2.0		
大 山 町	214	4.0	1.87	0.0		
南 部 町	115	1.0	0.87	1.0	注6	
伯 耆 町	117	3.0	2.56	0.0		
日 南 町	81	2.0	2.47	0.0		
日 野 町	52	1.0	1.92	0.0		
江 府 町	52	0.0	0.00	1.0	注7	
鳥取市教育委員会	166	4.0	2.41	0.0		
米子市教育委員会	131	3.0	2.29	0.0		
倉吉市教育委員会	86	1.0	1.16	0.0		
鳥取市立病院	130	3.0	2.31	0.0		
鳥取市水道局	95	2.0	2.11	0.0		
米子市水道局	124	3.0	2.42	0.0		
国民健康保険智頭病院	64	1.0	1.56	0.0		
南部町国民健康保険西伯病院	92	0.0	0.00	1.0	注8	
日南町国民健康保険日南病院	59	1.0	1.69	0.0		
日野病院組合	104	3.0	2.88	0.0		

注1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注2 欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

注3 欄の「不足数」とは、欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注4 上記の表における注4の地方公共団体は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人間的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、都道府県労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員と見なす。

鳥取県知事部局は、平成17年2月8日付けで鳥取県企業局と特例認定を受けている。

岩美町は、平成18年2月23日付けで、岩美町国民健康保険岩美病院と特例認定を受けている。

注5 八頭町においては、平成19年4月1日付けで障害者の雇用を予定している。(平成18年11月17日付けで採用を内定。)

注6 南部町においては、本年6月以降、障害者の雇用が行われ12月1日現在において、障害者の数は2.0人、実雇用率1.72%、不足数0人となっている。

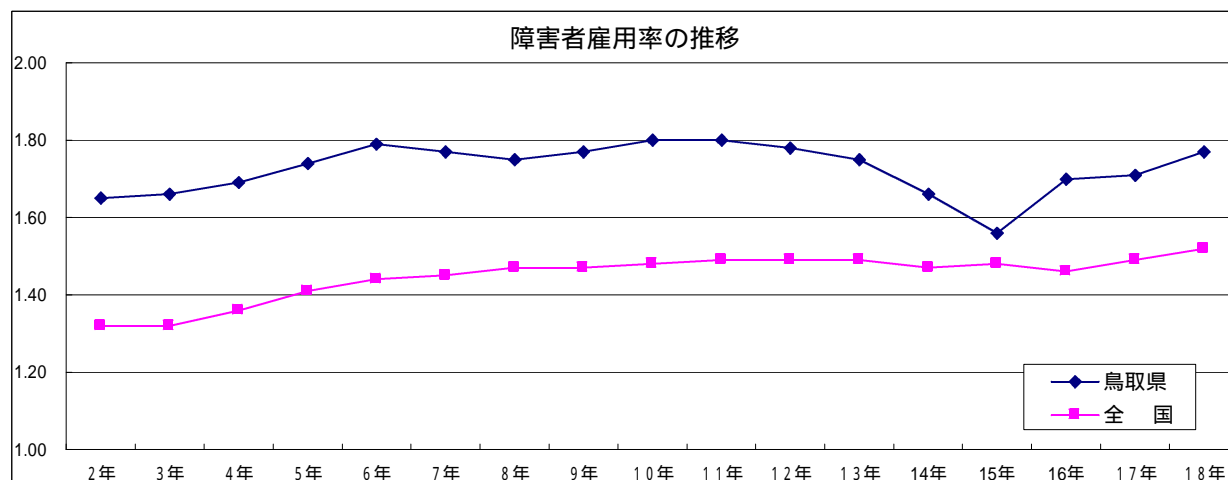
注7 江府町においては、本年6月以降、障害者の雇用が行われ7月1日現在において、障害者の数は1.0人、実雇用率1.89%、不足数0人となっている。

注8 西伯病院においては、本年6月以降、障害者の雇用が行われ12月1日現在において、障害者の数は1.0人、実雇用率1.09%、不足数0人となっている。

(参考) 2 一般の民間企業における障害者雇用状況の推移

各年6月1日現在

年	鳥 取 県						全 国	
	企業数	常用労働者数	障害者数	実雇用率	法定雇用率達成企業数		障害者数	実雇用率
					社	割 合		
平成元年	企業 319	人 52,665	人 849	% 1.61	社 171	% 53.6	人 195,276	% 1.32
2年	327	53,350	881	1.65	179	54.7	203,634	1.32
3年	335	53,952	894	1.66	188	56.1	214,814	1.32
4年	344	55,207	933	1.69	199	57.8	229,627	1.36
5年	346	54,905	955	1.74	203	58.7	240,985	1.41
6年	339	54,909	984	1.79	212	62.5	245,348	1.44
7年	332	55,303	980	1.77	207	62.3	247,077	1.45
8年	323	54,594	953	1.75	192	59.4	247,982	1.47
9年	311	53,921	952	1.77	188	60.5	250,030	1.47
10年	304	53,781	966	1.80	188	61.8	251,443	1.48
11年	357	55,557	1,002	1.80	191	53.5	254,562	1.49
12年	355	54,970	976	1.78	197	55.5	252,836	1.49
13年	340	53,231	933	1.75	187	55.0	252,870	1.49
14年	324	49,141	816	1.66	178	54.9	246,284	1.47
15年	324	49,443	772	1.56	163	50.3	247,093	1.48
16年	333	51,027	870	1.70	178	53.5	257,939	1.46
17年	345	52,488	898	1.71	189	54.8	269,066	1.49
18年	333	51,201	905.0	1.77	188	56.5	283,750.5	1.52
対前年	12	1,287	7.0	0.06	1	1.7	14,684.5	0.03



(注) 障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～平成4年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者

平成5年～平成17年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者
(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)